

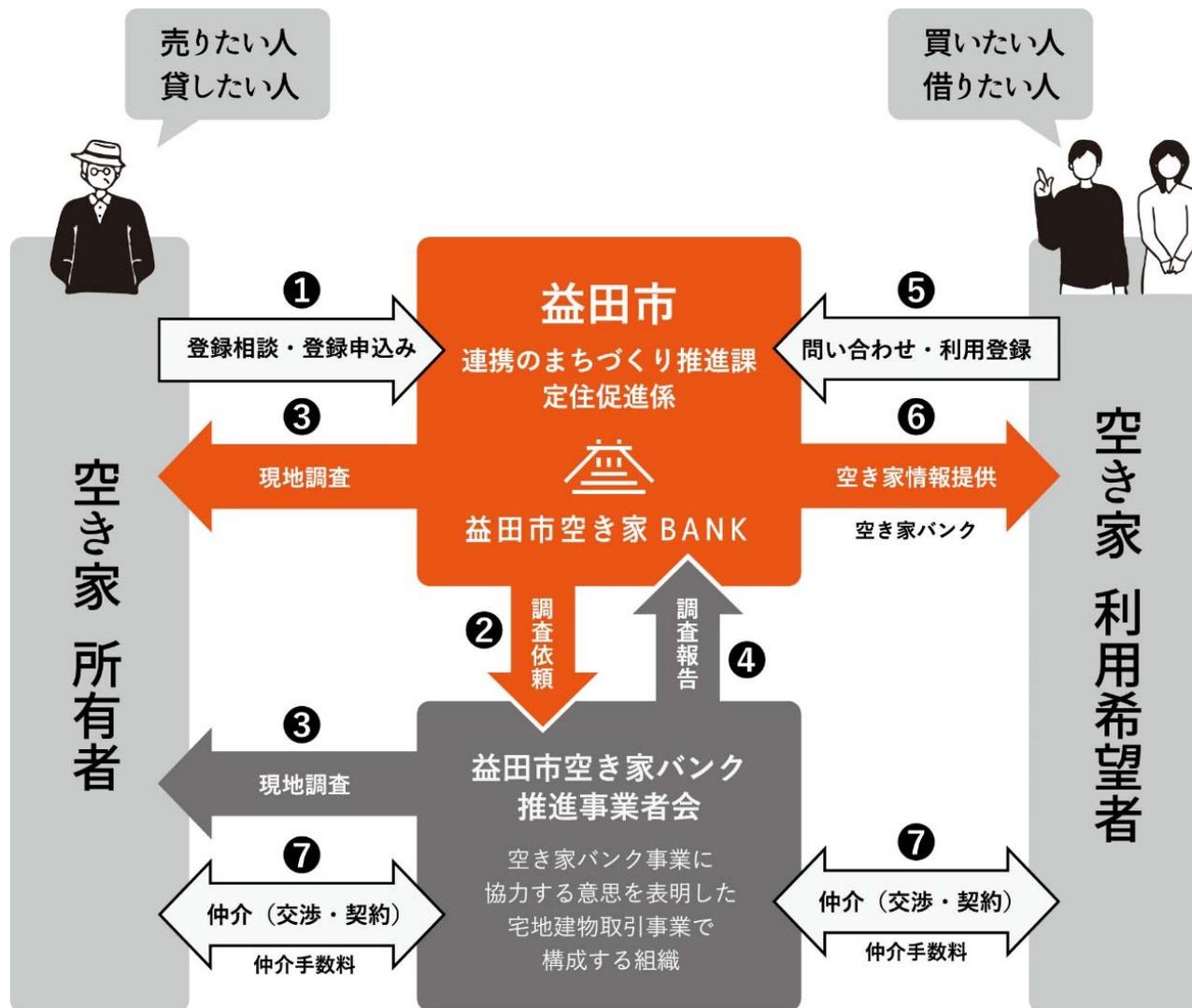
益田市空き家バンク制度

令和3年7月15日（木）
政策企画局連携のまちづくり推進課

益田市空き家バンク制度の概要

●空き家バンク制度とは

自分の持っている空き家を賃貸若しくは売却してもいいというお考えの方と、益田市での生活のために住宅を探している方にその意志を登録していただき、空き家の有効活用を図るものです。



益田市空き家バンク推進事業者会

事業者名	住所	事業者名	住所
(株)アール不動産	久城町1117-13	益田不動産(株)	駅前町35-6
(株)エルエスケイ山陰販売	駅前町15-19	マノ不動産	三宅町2-32文研ビル104
新日本不動産	乙吉町イ323-7	三谷コンサルタント合同会社	美都町三谷1318
(有)第一ホーム益田	乙吉町イ342-1	(有)明正商事	乙吉町イ337-1
徳栄建設(株)	下本郷町454-1	(株)ランドマック	大谷町37-2
(有)日商	あけぼの西町9-18日商ビル	(有)大清建設	常盤町9-13
不動産サービス大畑事務所	あけぼの西町8-12	(株)ヨネダ	美都町山本イ380-3
(株)まえだ	高津五丁目30-14		

- ①空き家に係る調査 ③相談者（物件所有者、入居希望者）への対応
 ②賃貸価格又は売買価格の査定 ④担当物件の仲介業務

空き家バンクナビ



益田市空き家 BANK

[空き家バンクについて](#) [空き家の改修について](#) [申請方法](#) [お問い合わせ](#)

🔍 物件を探す



益田市空き家 BANK

[空き家バンクについて](#) [空き家の改修について](#) [申請方法](#) [お問い合わせ](#)

🔍 物件を探す

商業地域の近くにある二階建ての一軒家

売買 1,650万円 New 見学OK

この物件についてお問い合わせ



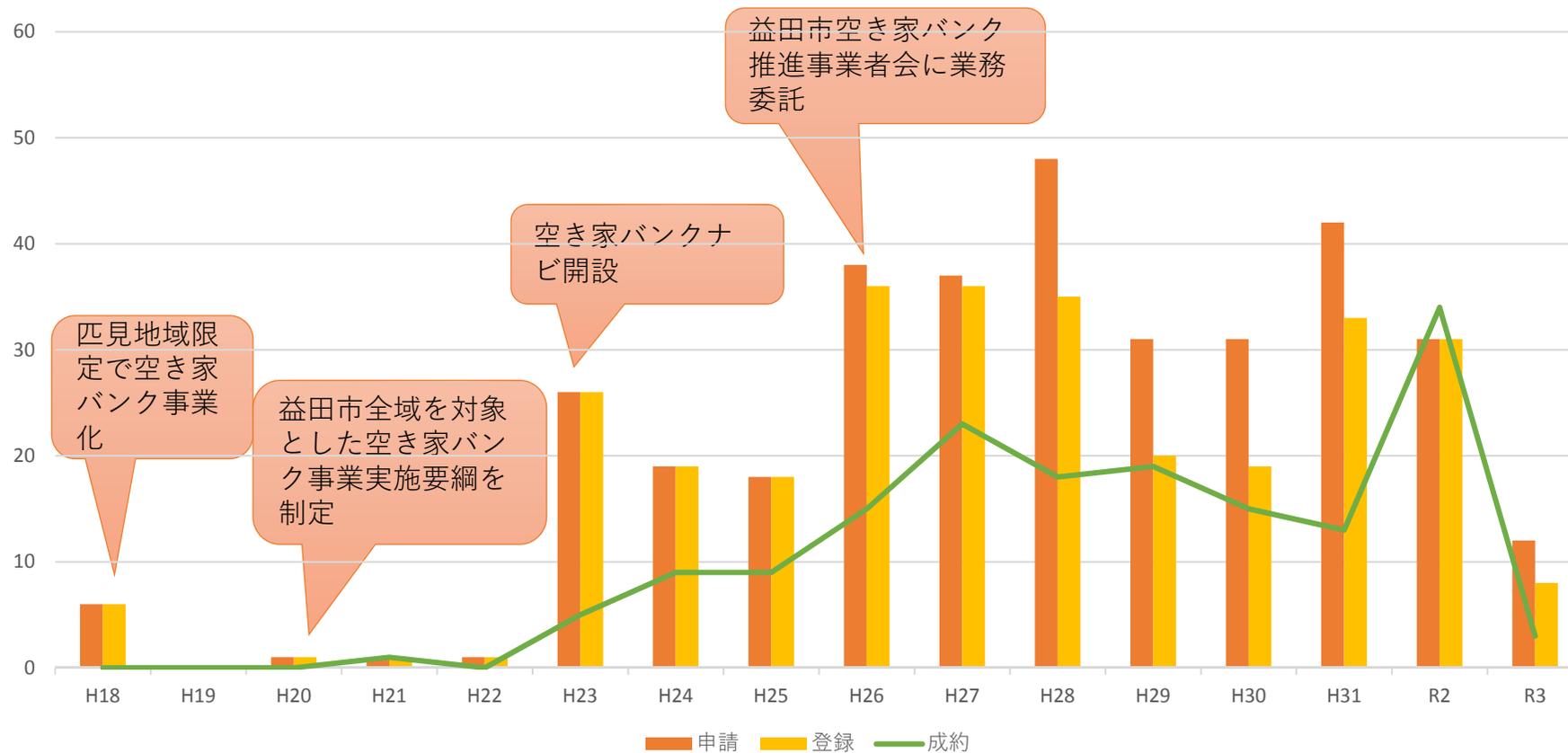
益田市空き家 BANK



空き家バンク登録申請等状況

令和3年3月31日現在

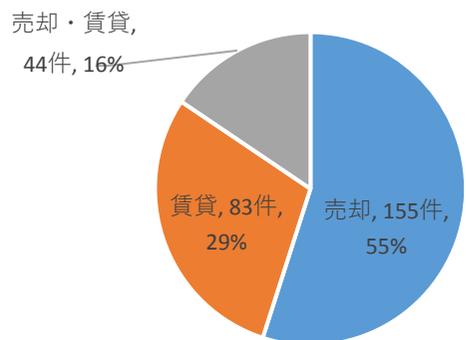
申請・登録・成約の推移



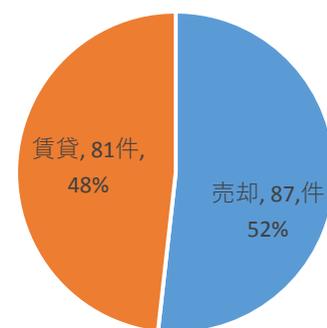
空き家バンク登録・契約者の内訳

令和3年3月31日現在

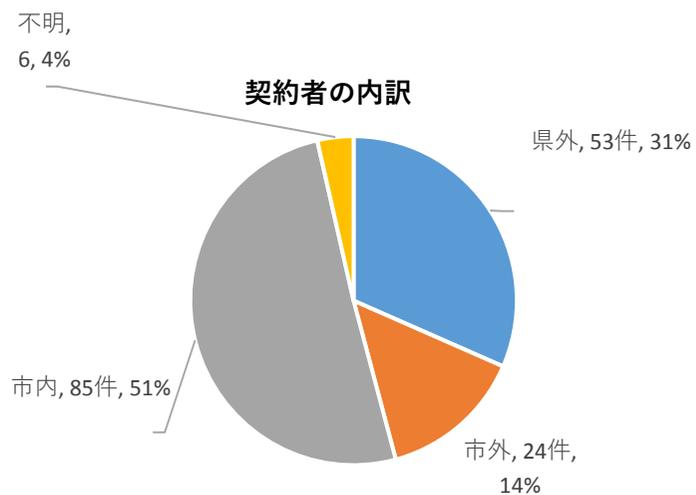
登録物件の内訳



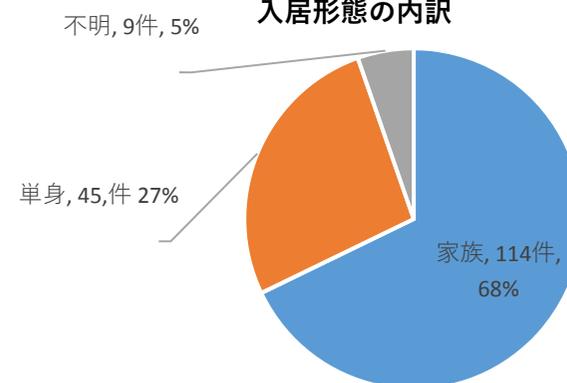
成約物件の内訳



契約者の内訳



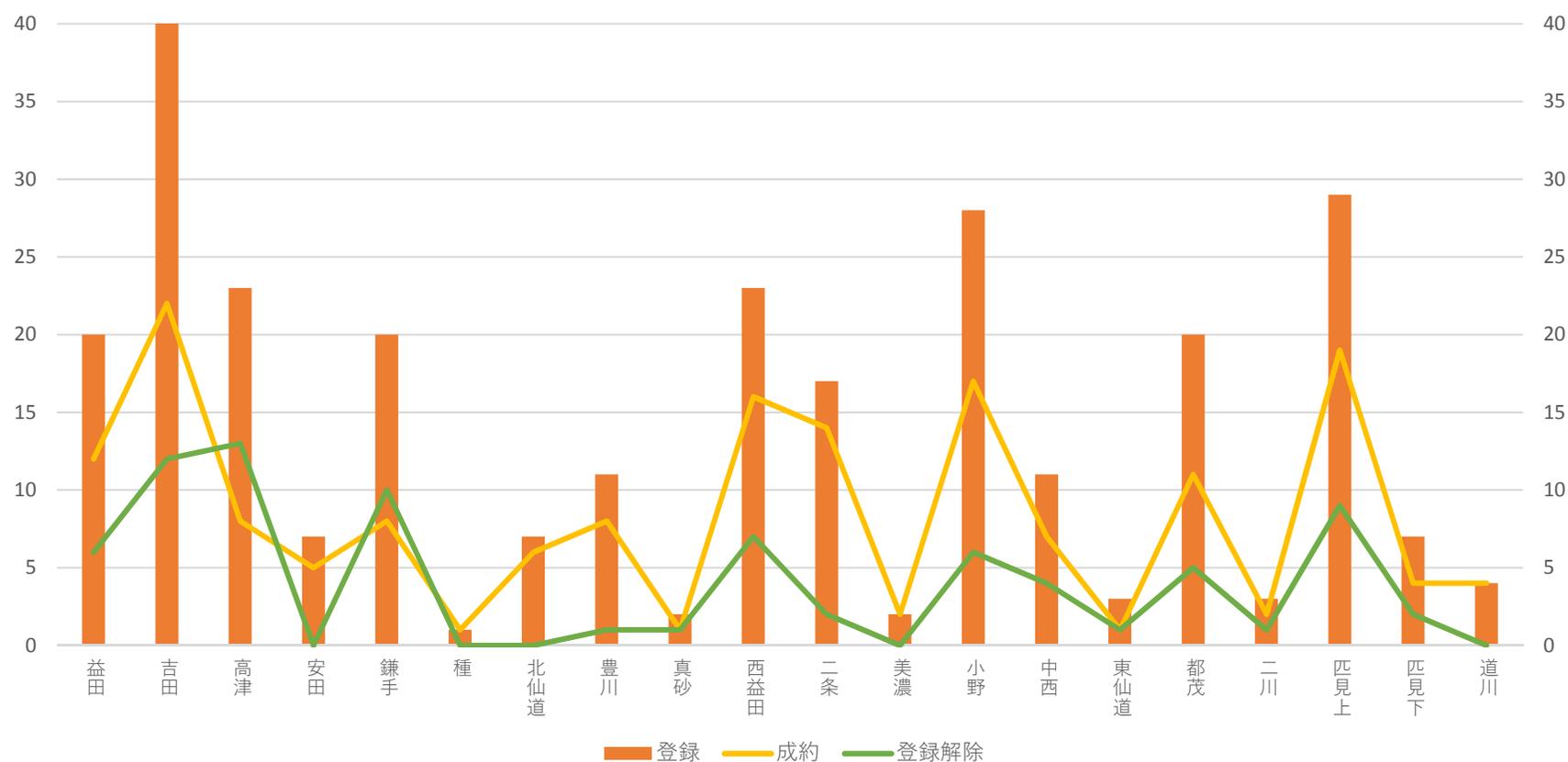
入居形態の内訳



空き家バンク登録等状況及び成約等状況（地区別）

令和3年3月31日現在

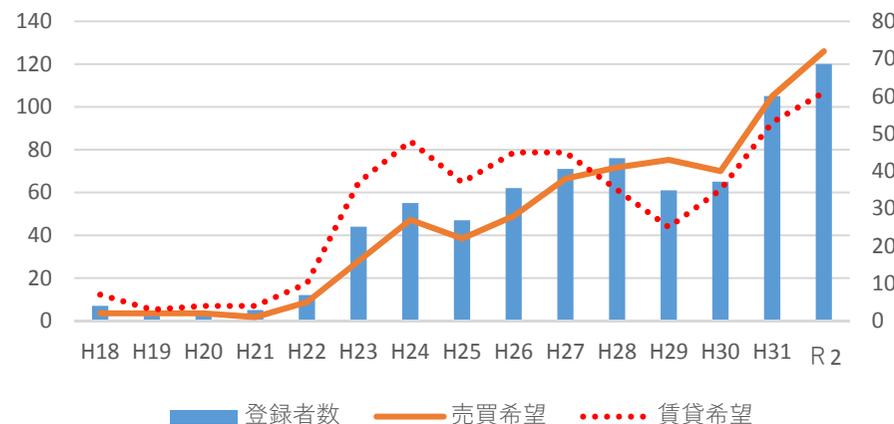
登録・申請・成約件数等



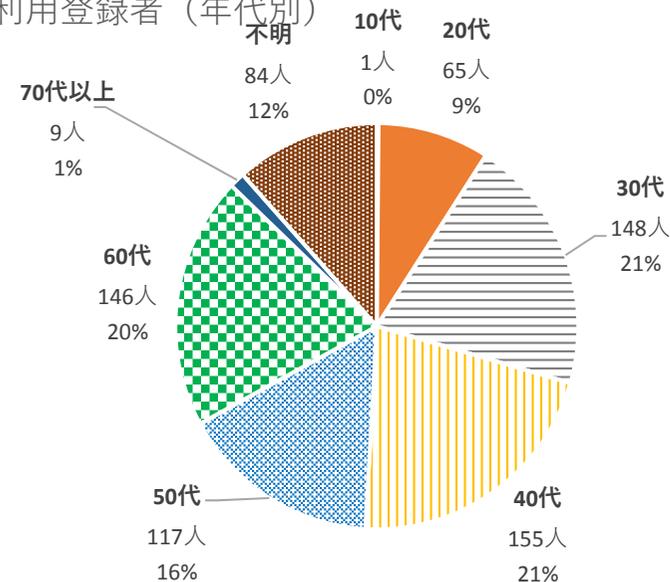
空き家バンク利用者状況

令和3年3月31日現在

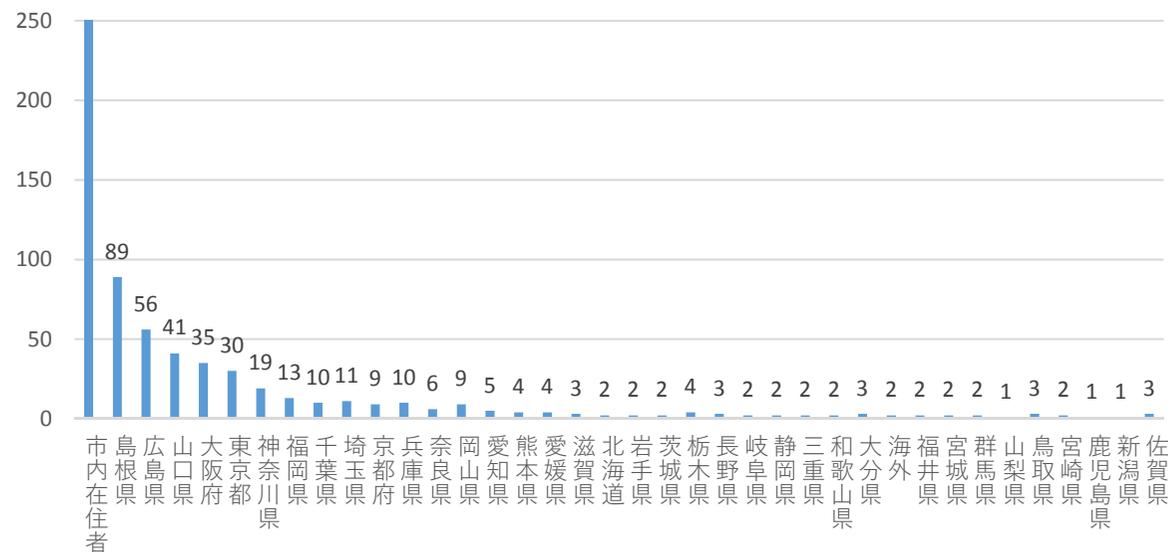
利用登録者の推移



利用登録者（年代別）



都道府県別登録者数



空き家バンクに関する疑問点について

□ 空き家の所有者本人が登録申請しないといけないのか？

⇒空き家の所有者本人による申請が基本となります。相続登記がまだの場合、相続人の方が申請することは可能ですが、空き家バンク登録後、速やかに相続登記をしていただくこととなります。

□ 登録申請に手数料はかかるのか？

⇒登録申請に手数料はかかりません。現地調査も同様に費用はかかりません。

□ 現地調査とは？

⇒事前に物件所有者・不動産業者と日程調整して、物件所有者の立会のもと、調査に伺います。物件の写真撮影、間取り・設備状況の確認、瑕疵部分の見極め等を行います。

□ 登録申請すれば、どんな物件でも登録されるのか？

⇒老朽化が激しい物件、相続登記が困難な物件、再建築不可物件等については、登録が難しい場合があります。

□ 家財道具はあってもいいのか？

⇒家財道具が残っていても登録は可能ですが、空き家バンクに登録すると内見希望の方をご案内することになりますので、処分について検討をお願いします。（※補助金有り）

□ 管理は誰がするのか？

⇒空き家バンク登録後も所有者による管理をお願いします。市役所・不動産業者が管理することはありません。

□ 空き家バンクの登録期間は？

⇒2年間です。2年経過後に再登録の申請手続きをしていただくことは可能です。

□ 登録すれば、必ず売れるのか？

⇒必ず売れるとは約束出来ません。場合によっては、売却・賃貸価格の変更も検討することがあります。

空き家バンク事業に係る補助金等

補助金等 名称	益田市空き家バンク登録支援補助金	益田市空き家バンク登録推進奨励金
対象者	空き家バンクに物件登録した空き家の所有者で、次の全てに該当する方 ①継続して2年以上空き家バンクに登録すること ②市税の滞納がないこと ③暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと	
対象経費	空き家内に残る家財道具等の処理費用に関する経費 ① 収集運搬及び処分代行業者への委託料 ② 分別作業を代行する事業者への委託料 ③ 運搬車両賃借料 ④ 処理手数料	該当物件に賦課されている固定資産税額に相当する額で、空き家バンクに登録した日の属する年度の固定資産税額。（課税されている家屋を対象とする） ※固定資産税額が3万円を超えるときは3万円 奨励金交付は、1登録物件に対して1回限りとする。
補助金額等	補助対象経費の総額の3分の1以内。（上限3万円） 補助金交付は、1登録物件に対して1回限りとする。	※申請期限：空き家バンク登録後3カ月以内
交付取消要件	空き家バンクに登録した日から2年以内に次のいずれかに該当した場合、当該補助金等の返還が生じる。 ① 利用希望者登録をしていない者に売却、賃借したとき ② 3親等以内の親族に売却、賃借したとき ③ 自己の利益のために当該空き家を利用したとき ④ その他、交付の要件または、要綱の規定に違反したとき	



空き家改修事業補助金

益田市へU Iターンする方が空き家バンクの物件を利用して定住する場合、その住宅の改修費の一部を補助する。

■対象者

- 1 益田市内にU Iターンする方またはU Iターン後1年以内の方
- 2 U Iターン者と賃貸借契約を締結した空き家の所有者

※1、2のいずれかの方で、その他条件あり

■補助金額

空き家の改修に要する経費とし、改修に係る経費の総額が300,000円以上となる改修が対象。

※補助金上限額300,000円

※1の登録物件に対して1回限り、対象経費の1/3以内

■注意事項

改修した物件を5年未満で解体、売却等になった場合は、補助金の返還あり。

※居住の用に供する家屋の改修や模様替えが対象（外構工事や倉庫の改修は不可）。

